原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年八月十八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　山本　一太
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十三号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正）

第一条　原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令

第一条中「原子力損害賠償支援機構法（」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。」に改める。

第二条第一項中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第四条の見出し、第五条の見出し及び同条第一項中「原子力損害賠償支援機構債」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構債」に改める。

第十三条の見出しを「（原子力損害賠償・廃炉等支援機構債原簿）」に改め、同条中「原子力損害賠償支援機構債原簿」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構債原簿」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第五章」を「第三章第二節、第五章」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第二十二条の五及び法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可、法第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による公表、法第三十六条の二第二項の規定による認可、法第六十四条第一項の規定による監督（法第三章第二節、第三十五条（同条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。以下この号及び第三項第一号において同じ。）、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条（法第三十五条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。以下この号及び第三項第一号において同じ。）の規定を施行するために行うものに限る。）、法第六十四条第二項の規定による命令（法第三章第二節、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第三章第二節、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第三項第三号において同じ。）の規定を施行するために行うものに限る。）、法第六十四条第二項の規定による命令（同章の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（同章の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　内閣総理大臣及び経済産業大臣

第二十四条第一項第三号中「第五十七条第一項」を「第三十六条及び第五十七条第一項」に、「第六章」を「第三十六条及び第六章」に、「同条第二項の規定による命令」を「法第六十四条第二項の規定による命令」に、「同章」を「法第三十六条及び同章」に改め、同項に次の二号を加える。

四　法第三十八条第三項の規定による公表、法第三十九条第四項の規定による認可、同条第五項の規定による協議、同条第七項の規定による命令、法第四十二条第二項（法第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理、法第四十二条第三項（法第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令、法第四十五条第一項の規定による認定、同条第五項（法第四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議、法第四十五条第六項（法第四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表、法第四十六条第一項の規定による認定、法第四十七条第一項の規定による告示、報告の徴収及び命令、同条第二項の規定による公表、法第五十二条第三項の規定による認可、同条第四項の規定による協議、法第六十四条第一項の規定による監督（法第五章（法第三十五条（同条第三号に掲げる業務のうち法第五十五条の二に規定するもの及び法第三十五条第四号から第六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。）、第三十五条の二から第三十六条の二まで、第三十七条（法第三十五条第三号に掲げる業務のうち法第五十五条の二に規定するもの及び法第三十五条第四号から第六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。）及び第五十五条の二を除く。以下この号及び第三項第三号において同じ。）の規定を施行するために行うものに限る。）、法第六十四条第二項の規定による命令（同章の規定を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（同章の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び経済産業大臣

五　法第六十四条第一項の規定による監督（法第三十五条（同条第三号に掲げる業務のうち法第五十五条の二に規定するもの並びに法第三十五条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。以下この号及び第三項第四号において同じ。）、第三十七条（法第三十五条第三号に掲げる業務のうち法第五十五条の二に規定するもの並びに法第三十五条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。）及び第五十五条の二を施行するために行うものに限る。）並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第三十五条、第三十七条及び第五十五条の二の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　内閣総理大臣及び経済産業大臣

第二十四条第三項第一号を次のように改める。

一　法第三十五条の二第一項の主務省令及び法第七十一条の主務省令（法第三章第二節、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定の施行に関し必要な事項並びに法第三章第二節、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。）　文部科学大臣及び経済産業大臣の発する命令